

○死者の情報開示申出に係る実費負担額について

死者の情報開示申出の手続きにおいて、文書などの閲覧は無料ですが、写しの交付をご希望の場合、写しの作成費用を実費（※）としてご負担いただいております。

（※）郵送による写しの交付の場合は、別途郵送料をご負担いただきます。

区分			費用の額
(1) 複写機による写し又は電磁的記録を印刷物として出力したもの	A3判以下のもの	単色刷り	片面刷り1枚につき10円
			両面刷り1枚につき20円
	A3判を超えるもの	多色刷り	片面刷り1枚につき50円
			両面刷り1枚につき100円
			A3判に分割したものとして必要となる枚数に、A3判以下のものの額を乗じて得た額
(2) 電磁的記録（ビデオテープ、録音テープ等の記録媒体に記録された映像及び音声を除く。）を光ディスクに複写したもの			1枚につき100円。ただし、不開示情報が記録されているため被覆の処理を要する場合であって、当該被覆の処理のために印刷物を出力するときは、1枚につき100円に、当該印刷物につき区分(1)により算出した額を加えて得た額
(3) 外部委託により作成したもの			当該委託契約で定める額

備考

- 1 用紙の規格は、日本産業規格による。
- 2 請求者が持参した用紙又は電磁的記録媒体への複写は、認めない。